

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勅令年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セルビア	セルビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円 -----	H26.2.26 ベオグラードで (同日)	日本側 黒木雅文在セルビア大使 セルビア側 イバン・ムルキッチ外務大臣	H26.3.13 70号
セルビア	セルビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	500,000千円 -----	H26.3.12 ベオグラードで (同日)	日本側 黒木雅文在セルビア大使 セルビア側 イバン・ムルキッチ外務大臣	H26.3.31 98号
セルビア	セルビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	100,000千円 -----	H26.12.22 ベオグラードで (同日)	日本側 黒木雅文在セルビア大使 セルビア側 ヤドランカ・ヨクシッチ欧州統合担当	H27.1.14 6号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

セルビアとの無償資金協力取極一覧